明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（厚生労働一四七）　一
〔告示〕
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第七十六条の六の二第一項の規定に基づき製造等を広域的に禁止する指定薬物等である疑いがある物品を定める件（厚生労働五〇九）　二

省令

○厚生労働省令第百四十七号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十五項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十二月二十六日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中第百六十九号を第百七十七号とし、第百三十七号から第百六十八号までを八号ずつ繰り下げ、第百三十六号を第百四十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

百四十四　四―メチル―五―（四―メチルフェニル）―四・五―ジヒドロオキサゾール―二―アミン及びその塩類

第一条中第百三十五号を第百四十二号とし、第百二十七号から第百三十四号までを七号ずつ繰り下げ、第百二十六号を第百三十一号とし、同号の次に次の二号を加える。

百三十二　メチル＝二―［一―（シクロヘキシルメチル）―一Ｈ―インダゾール―三―カルボキサミド］―三・三―ジメチルブタノアート及びその塩類

百三十三　メチル＝二―［一―（シクロヘキシルメチル）―一Ｈ―インダゾール―三―カルボキサミド］―三―メチルブタノアート及びその塩類

第一条中第百二十五号を第百三十号とし、第百二十号から第百二十四号までを五号ずつ繰り下げ、第百十九号を第百二十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

百二十四　一―（ベンゾフラン―五―イル）―Ｎ―エチルプロパン―二―アミン及びその塩類

第一条中第百十八号を第百二十二号とし、第百六号から第百十七号までを四号ずつ繰り下げ、第百五号を第百八号とし、同号の次に次の一号を加える。

百九　一―（四―フルオロフェニル）―二―（メチルアミノ）オクタン―一―オン及びその塩類

第一条中第百四号を第百七号とし、第百三号を第百五号とし、同号の次に次の一号を加える。

百六　一―（二―フルオロフェニル）プロパン―二―アミン及びその塩類

第一条中第百二号を第百四号とし、第百一号を第百二号とし、同号の次に次の一号を加える。

百三　一―（四―フルオロフェニル）―二―（イソプロピルアミノ）ペンタン―一―オン及びその塩類

第一条中第百号を第百一号とし、第八号から第九十九号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八　Ｎ―（一―アダマンチル）―一―（四―フルオロベンジル）―一Ｈ―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類

第二条第五号の表中一―（四―フルオロフェニル）ピペラジン、その塩類及びこれらを含有する物の項の次に次のように加える。

一―（二―フルオロフェニル）プロパン―二―アミン、その塩類及びこれらを含有する物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途

附　則

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。